

平成28年3月教育委員会定例会会議録

平成28年3月24日 開催

静岡市教育委員会

平成28年3月静岡市教育委員会定例会次第

1 日時

平成28年3月24日（木） 午後2時

2 場所

静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室

3 日程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の決定

(3) 教育長の報告

(4) 議案

議案第66号 静岡市博物館条例施行規則の一部改正について

議案第67号 静岡市キャンプ場条例施行規則の一部改正について

議案第68号 委員長の選挙について

議案第69号 委員長職務代理者の指定について

議案第70号 静岡市自然の家条例施行規則の一部改正について

議案第71号 静岡市学校運営協議会に関する規則の制定について

議案第72号 静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について

議案第73号 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

議案第74号 静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

議案第75号 静岡市公立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止について

(5) 報告

報告第15号 特定事業主行動計画の策定について

報告第16号 平成28年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について

(6) その他

(7) 閉会

平成28年3月教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成28年3月24日（木） 午後2時 開会
- 2 場 所 静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 教育委員 委員長 佐野 嘉則 委 員 伊藤嘉奈子
委 員 伊澤 三郎 委 員 高野 康代
教育長 高木 雅宏 委 員 橋本ひろ子

事務局

教育局長	池谷 眞樹
教育局次長	森下 靖
教育部参与	山田 欣也
参与兼教育総務課長	高津 祐志
教育総務課教育力向上政策担当課長	市川 靖剛
教職員課長	月見里茂希
教育施設課長	妻木 明仁
学校教育課長	小林 文人
参与兼学事課長	廣瀬 陽
参与兼学校給食課長	森下 修一
教育センター所長	瀧浪 泰
中央図書館長	矢澤 嘉章
歴史文化課課長	丸岡 浩三
歴史文化課登呂遺跡担当課長兼登呂博物館長	伊藤 寿夫
文化振興課参事兼芹沢銈介美術館長	岸端 隆
教育総務課調整係長	小林以津子
教育総務課主査	宇佐美亜希

4 日 程

(1) 開会

佐野委員長 ただいまから、平成28年3月静岡市教育委員会定例会を開催いたします。

(2) 会議録署名人の決定

佐野委員長 本日の会議に関する会議録署名人を、高野委員に指定

(3) 教育長報告

高木教育長 資料「2月定例会 教育長報告」により報告

○2月市議会定例会本会議及び常任委員会における教育関係の質問答弁に関する質疑応答

佐野委員長 2月市議会定例会における教育関係の質問及び答弁の概要について、教育委員には、本日の会議に先立って資料をお配りし、目を通していただいています。御質問や御意見はありますか。

各 委 員 特になし。

(4) 議案

佐野委員長 本日は、議案10件について御審議いただきます。この他に、報告が2件、その他の案件が6件あるとのことです。その他の案件のうち、2件は個人情報を含むものです。これらについては、旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第13条第6項のただし書の規定により、非公開の扱いとしたいと思います。
よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

佐野委員長 皆様に御承認いただきましたので、その他の案件のうち、個人情報を含む2件については、非公開の扱いといたします。
なお、非公開の案件の審議については、公開審議の後に扱うものとします。

＜議案第66号 静岡市博物館条例施行規則の一部改正について＞

歴史文化課登呂
遺跡担当課長 議案説明

佐野委員長 議案第66号は、原案どおり議決してよいでしょうか。

各 委 員 承認

＜議案第67号 静岡市キャンプ場条例施行規則の一部改正について＞

スポーツ振興課長 議案説明

佐野委員長 議案第67号は、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 承認

＜議案第68号 委員長の選挙について＞

教育総務課長 議案説明

佐野委員長 ただ今、教育総務課長から御説明がありましたとおり、静岡市教育委員会では従来から、指名推選によって委員長を選挙しています。昨年の4月にも、私を指名推選していただき、委員全員の同意を得て決定いたしました。今回も指名推選の方法に依りたいと思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員 異議なし。

佐野委員長 皆様に、御承認いただきましたので、今回も指名推選の方法に依りたいと思います。どなたか推薦いただけますでしょうか。

伊澤委員 よろしければ私から推薦させていただきたいと思います。

佐野委員長 皆様、いかがでしょうか。

各 委 員 異議なし。

佐野委員長 それでは、伊澤委員から推薦させていただきます。お願いします。

伊澤委員 次期委員長を伊藤嘉奈子委員にお願いしたいと思います。現委員の中で、一番長い間、委員を務めていますし、教育委員会制度改革がありましたので、静岡市最後の教育委員会委員長となろうかと思いますが、皆さんも御承知のとおり、本当に委員長にふさわしい方ですので、ぜひお願いしたいと思います。

佐野委員長 では、お諮りします。御推薦により、伊藤嘉奈子委員を次期委員長に推選することとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

佐野委員長 議案第68号につきましては、伊藤嘉奈子委員を委員長に選挙するものとし、議決します。伊藤委員から一言お願いします。

伊藤委員 私は、5年前にも委員長を務めさせていただきました。振り返りますと、急激な社会環境の変化があり、次々にいろいろな課題が顕在化してきて、教育委員会として対応しなければならないことが、年々増えていると感じています。皆様も、そのように感じていらっしゃると思います。今年度は、第2期静岡市教育振興基本計画がスタートしました。また、今年度は新しい取組を実施した年でもありました。例えば、市長との総合教育会議、市民の皆様とのタウンミーティング、小中一貫教育推進方針策定、貧困対策についても検討しました。また、4年に1度の中学校の教科書採択においても新しい取組をしました。教育は、不易な部分も大事ですが、このような時代ですので、スピード感を持った新たな取組も大事だと思っています。今年度の流れを、来年度も絶やさずに続けていきたいと考えています。5年前と比べますと、本当に状況が違っていますので、教育委員会委員長という重責を私が担うことができるのか不安もありますが、委員の皆様、事務局の皆様のお力を借りながら、静岡市の子どもたちのために精一杯務めたいと思っていますので、よろしくお願いします。

<議案第69号 委員長職務代理者の指定について>

教育総務課長 議案説明

佐野委員長 ただ今の御説明にありましたとおり、委員長職務代理者の指定については、先ほどの委員長選出と同様、静岡市教育委員会では従来から、指名推選の方法をとっております。昨年の4月は、次期委員長に選挙された私が、自分の補佐役を務める委員長職務代理者として伊藤委員を指名させていただき、委員全員に御承認いただいて、決定しました。

委員の皆様に御異論がなければ、今回も同じ指名推選の方法とし、先ほど、次期委員長に選挙された伊藤委員からご指名いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

佐野委員長 皆様に御同意いただきましたので、伊藤委員から指名をお願いします。

伊藤委員 教育委員の経験も長く、現委員の中で最年長で、御経験豊かな伊澤三郎委員にお願いしたいと思います。

佐野委員長 皆様、いかがでしょうか。

各 委 員 異議なし。

佐野委員長 では、議案第69号につきましては、伊澤三郎委員を委員長職務代理者に指定するものとし、議決といたします。伊澤委員から一言お願いします。

伊澤委員 私は、確かに最年長でありまして、任期はあと1年です。先ほど、伊藤委員からもお話がありましたように、私が教育委員になった5年前と比べて状況が変わり、教育委員の職務は激務となりました。本来、職務代理者というのは、委員長の補佐というものでもないと思いますが、激務の委員長を推薦させていただいた立場からも、年の功で、隣に座っているだけでも安心してもらえるような職務代理者を務めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

<議案第70号 静岡市自然の家条例施行規則の一部改正について>

教育総務課長 議案説明

佐野委員長 議案第70号は、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 承認

<議案第71号 静岡市学校運営協議会に関する規則の制定について>

教育総務課長 議案説明

伊澤委員 指定の期間が3年となっています。3年を経過した後は、どのようになりますか。その協議会を継続する場合は、改めて指定をすることになりますか。

教育総務課長 規則第3条第3項に「指定の期間は、3年とする」と書いてあります。同条第4項には、「前項に規定する期間が経過した場合は、再度の指定をすることができる」と規定されています。3年を経過して、継続する場合は改めて指定をします。

伊澤委員 もう一度、指定をするということですね。

教育総務課長 そうです。指定します。

高木教育長 3年単位で継続していくことになるということですか。

教育総務課長 そうです。

佐野委員長 議案第71号は、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 承認

<議案第72号 静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について>

教育総務課長 議案説明

高木教育長 この議案を認めていただくと、静岡市には「小学校」、「中学校」、「小中学校」という3つの種類の学校があることとなります。現在は、市内に小学校が86校、中学校が43校ありますが、「小中学校」が1校となりますので、今後は、小学校が85校、中学校が42校、小中学校が1校という数え方になりますので、御承知おきください。

伊澤委員 小中一貫校になるのですか。

橋本委員 名称は、「小中学校」になるということですね。

高木教育長 小中一貫教育を行う「小中学校」になるということです。名称は「小中学校」です。

佐野委員長 議案第72号は、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 承認

<議案第73号 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について>

教職員課長 議案説明

佐野委員長 議案第73号は、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 承認

<議案第74号 静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について>

教職員課長 議案説明

佐野委員長 議案第74号は、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 承認

<議案第75号 静岡市公立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止について>

教職員課長 議案説明

佐野委員長 議案第75号は、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

各 委 員 承認

(5) 報告

<報告第15号 特定事業主行動計画の策定について>

教職員課参事 報告

高野委員 目標値が気になったのですが、一般行政職の計画では、どのくらいの数値になっていますか。

教職員課参事 一般行政職は、本年度、課長以上の職のうち女性の割合は6.8パーセントで、計画における目標値は9パーセントです。

高野委員 一般行政の場合は、全体に占める女性の割合が圧倒的に少ないとい

う事情があります。教員の場合は、ほぼ半数が女性であるということを見ると、目標値はもっと高くてもよいのではないかと思います。平成27年4月1日現在が11.4パーセントで、平成28年度の目標値が14パーセントで、ほぼ現状維持という御説明でしたが、平成27年3月31日現在の全国平均が16.5パーセントほどでしたよね。せめて、全国平均の数値を目指してもよいのではないかと思います。報告ですから、もう計画を定めたということですよ。意見を言っても、変える余地はありませんか。

教職員課参事 今、お話しいただいたようなことも勘案しました。今後検討の余地もあると思います。例えば、相模原市は、小学校で女性の管理職の割合が非常に高く、30パーセントほどになっていますので、どのような状況でそのようなになっているのか、研究したいと思います。

高野委員 政令市の平均値で比べると達成が難しいと思いましたので、せめて全国平均の数値を目標値として持っていただきたいと思いました。16.5パーセント、あるいは16パーセントは難しいでしょうか。

伊藤委員 今後、教職員が増えるかどうか、というお話もありました。ただ、この数値は、管理職全体の数における女性の割合ですので、教員全体の女性の割合とは、あまり関連がないのではないかと思います。今年度、既に平成28年度の目標を達成するような数値に上昇したことは良かったと思いますが、それを目標にするのはいかがなものかと思います。高野委員がおっしゃるように、全国平均の数値を高らかに記載してもよいのではないかと思います。

教職員課参事 検討委員会でこの計画を検討していたときには、平成28年4月1日現在の数値が、まだ出ていませんでした。それで14パーセントにしました。ここで、いただいた意見を基に15パーセント、16パーセントという数値に改訂するべきかどうか、検討したいと思います。

高野委員 これは、策定したという報告ですよ。教育委員の意見によって変えるものではありませんよね。

伊澤委員 女性を管理職へという話は、どうしても、ある程度キャリアを積んでから、例えば、10年経験者研修などの場に出てくる話だと思います。そうではなく3年目頃から、女性職員だけでなく、全職員に対してキャリア教育をするべきではないでしょうか。ワーク・ライフ・バランスを含めて考えると、女性が管理職になるには、男性職員の理解もなくてはなりません。早い時点で、教育センターでそのような研修を行

ってほしいと思います。簡単には、実現することができないと思います。

橋本委員 今年度は、5年目経験者研修で、私からそのような話をさせていただきました。まだまだ、若い教員が対象ですが、将来を見据えて、今を考える必要があります。女性は「大変なことは男性に任せておけばいい」という認識ではいけませんし、男性は「女こどもは」というような意識ではいけないという話をしてきました。そのような話を若いうちに聞いておくと、ある程度の年齢になった時に効果が出ると思います。

高木教育長 教育センターでは、女性登用や管理職に向けてのマネジメントの研修をどのように考えているか説明してください。

教育センター所長 御意見をいただいたように、初任者研修から、男女共同参画について研修したり、橋本委員からお話があったように、5年目経験者研修で話をしたり、経年研修の中に女性のキャリア形成について組み込んでいます。来年度からは、男性教員と女性教員の両方を対象としたキャリア・アップ研修を新たに立ち上げて、5月、11月、1月の3回にわたって、自分のキャリア・アップを図るための研修を行うつもりです。

高木教育長 今、教育センター所長から話があったように、皆さんの意見を反映させた研修を行っています。校長会などの会議の場でも、まずは学年主任など校長権限で選任ができる主任クラスに女性を登用してくださいという話をしています。そのような取組の成果が、数値として表れてきているのではないかと思います。達成した14パーセントが目標値でいいのかという皆さんの意見は、そのとおりだと思いますが、修正することについて、どう考えますか。

教職員課参事 当初、この計画を検討する段階では、来年度初めの女性の管理職の割合が14パーセントを達成するということが分からない状況でしたので、14パーセントを目標値としました。今後、見直しの時期になりましたら、上方修正することを検討したいと思います。

伊藤委員 この計画の期間は4年間ということですが、見直しの時期はいつでしょうか。

教職員課参事 毎年、人事異動の時期に数値が出ますので、その都度、見直したいと思います。

教職員課長 今年の8月に、国会で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が可決されました。そこで、急遽、市長部局と歩調を合わせて、女性活躍のための推進計画をつくってきましたが、検討の期間が短かったため、精査ができていない部分もあります。今年度末は、女性管理職の退職者が2人で、例年に比べて少なく、校長、教頭への女性の登用数は例年に比べ多い状況でした。来年度は、女性の退職者数も増える見込みですし、単年度では、14パーセントという数値を達成しましたが、これを維持するのは簡単ではありません。女性の退職者の数を補って、さらに数値を上げていくことになります。お手元の資料の12ページに現時点での分析の根拠を記載しています。それに基づいて、目標値を14パーセントとしました。今後、十分に時間をかけて見直したいと思います。

高野委員 今の目標値を見直すのは、いつになりますか。

教職員課長 平成28年度末を考えています。

高野委員 そもそも、この計画は、議案ではなく、報告でよいのですか。教育長専決ということでしょうか。

教育総務課主査 「人事の一般方針を定めること」に該当する場合は、教育委員会の議案となりますが、この計画は、これまでにお諮りした人事の一般方針に基づいて細目を決めるものだと解釈し、教育長専決としました。

高野委員 では、来年度、見直すときのために、意見を申し上げます。目標値につきましては、先ほど申し上げたとおりです。策定の趣旨ですが、「こうした動きを踏まえ、教育委員会として教員に女性活躍推進の趣旨を周知する必要があります」とありますが、この計画の趣旨は、周知することではなく、取組を進めていくことではありませんか。周知することは、取り組んでいく上での課題であって、そのこと自体が目的となるのはおかしいのではないかと思います。また、4ページには、「静岡市教育委員会の取組」とさらりと書いてありますが、静岡市教育委員会ならではの取組を書きいただきたいと思います。教員が対象であることと、教員は子どもへの影響力が非常にありますので、子どもたちの人生のモデルとしての教師という役割もあります。女性は一般教員、教頭・校長はみんな男性だという社会を子どもたちが長い間見ていると、子どもたちの男女平等への意識や男女共同参画への意識に影響があると思います。次世代の子どもを育てるモデルであるということを書きいただきたいと思いますし、教員にも、その

ような意識を持っていただきたいと思います。

高木教育長 確かに、高野委員のおっしゃるとおりですね。来年度末には、皆さんの御意見も伺って、見直しをしたいと思います。

橋本委員 この計画は、何らかの形で公表されますか。

教職員課参事 法律によって、平成28年4月1日には公表することが義務付けられています。研修等でも配布しますが、教育委員会のホームページに掲載する予定です。

橋本委員 各学校に1部は配付されますか。

教職員課参事 まずは、校長にメールで送る予定です。

橋本委員 何らかの形で公表しないと意味がありませんからね。

高野委員 周知する必要がありますね。

伊藤委員 先ほど、教育センター所長から、中堅教員キャリア・アップマネジメント研修について説明がありましたが、悉皆ではなく、希望者のみが受講する任意の研修なのでしょうか。

教育センター所長 推薦研修とすることを考えています。

橋本委員 校長が、この人に受けさせたいと推薦するということですね。

伊藤委員 キャリア・アップ研修と聞くと、女性が「私には関係ない」と引いてしまいそうですが、それでは意味がないと思います。校長が、受けなさいと言えば、受けることになるということですね。そこに、意識的に女性を送り込んでくださるということですか。

教育センター所長 はい、そのとおりです。

高木教育長 より意識してということです。

佐野委員長 では、この件は、以上でよろしいでしょうか。

各 委 員 了承

＜報告第16号 平成28年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について＞

教育総務課長 報告

各 委 員 了承

(6) その他

○ 埋蔵文化財発掘調査に関する手引きの策定について

歴史文化課長 資料に基づいて説明

伊澤委員 民間事業者が発掘調査を行うことができるということですが、費用は誰が負担するのですか。

歴史文化課長 費用は、法第99条で市が発掘調査を行う場合であっても、開発事業者から市に費用を支払ってもらい、市が収入しています。法92条で、民間事業者が発掘調査を行う場合も、開発事業者が民間の調査組織に費用を支払いますので、市の歳出歳入は発生しません。いずれの場合も、費用は開発事業者が負担します。

佐野委員長 この件につきましては、以上でよろしいでしょうか。

各 委 員 了承

○ 包括外部監査の結果について

教育局次長 資料に基づいて説明

佐野委員長 かなり細部にわたった監査が行われたということですね。

高木教育長 とても幅広く監査が実施され、包括外部監査人と教育委員会事務局との見解の相違もあったと聞いています。私も報告を受けて、率直に、大変だという感想を持ちました。特にPTAについては、私たちのように現場の状況を十分に把握している者から見た場合と、外から客観的に見た場合では、見方がかなり違うのだと感じました。学校の教頭、教員が、通常の勤務の中でPTA活動と同じような仕事や取組をしていること自体に指摘を受けています。現場にいと、そのような感覚はありません。そのように、第三者的な立場からみると、ずいぶん見解が違うのだということがありました。教育委員の皆さんにも時間を

かけて読んでいただいて、改めて意見交換をさせていただきたいと思っています。

高野委員 昨日の新聞に、この件が載っていて、給食のことが書かれていました。公にされるのは、この概要版ですか。市報に掲載されるのは承知しています。教育委員会としての言い分もあると思いますが、市民に対して、どのように公表されるのか気になります。

教育総務課長 概要版ではなく、全て掲載された正式なものが公表されます。昨日の新聞にも載りましたが、指摘を受けたものは、監査人から見ておかしいと考えるものだということです。そのような視点から公表されます。指摘事項について、こちらの見解を伝えるために、何度も包括外部監査人と話をしたのですが、あちらの言い分はあちらの言い分、こちらの言い分はこちらの言い分ということで受け入れてもらうことができませんでした。意見の相違だということでした。言い分があるのであれば、措置について報告する際にきちんと書くように、ということでした。

高野委員 特に気になったのは、3ページの(1)の①の「教職員がPTA主催事業に従事し、PTAから報酬を受け取っている」、4ページの②の教職員の兼職兼業についての記載で「報酬の見込額に比べ、実際の報酬の受取額が多くなっている」、同じく4ページの下の方には、「教職員が生徒を引率する場合に、学校から公務としての旅行命令が出ているにもかかわらず、その旅費は保護者が負担している」書かれているところです。教員がPTAからお金をもらっていて、本来はもらってはいけないお金だったのだという指摘だと読み取れますが、実際はいかがですか。

橋本委員 PTAの事務局に務めている立場としては、それは基本的にないことだと思っています。中学校の場合は、保護者会が、休日に部活動のために教員が出かけてくれたということで旅費を教員に払うことはあるかもしれません。特殊勤務手当が非常に少ない額ですので、足りない実費相当の額をもらうということです。行事に出たからといってお礼をもらうということはないと思います。高校の状況は分かりませんが、小中学校はそうだと思います。

伊澤委員 部活動には保護者会があると思いますが、その保護者会から教員にお金を出すのがいけないことなのでしょうか。

高野委員 先ほど、申し上げた4ページの「学校から公務としての旅行命令が

出ているにもかかわらず、その旅費は保護者が負担している」というところですが、旅行命令が出されているのであれば、旅費、日当は公費で出ているということではないのでしょうか。

橋本委員 部活動については、旅費や日当は出ません。特殊勤務手当だけです。

高野委員 旅行命令が出ているのに、旅費が出ないということですか。

橋本委員 これは、高校の話ですか。

高木教育長 結果が出されたばかりで、今の委員の皆さんの疑問に答えるだけの確認も検討もされていません。今日は、取り急ぎ、御報告させていただき、私たちがひとつひとつ確認をします。改めて、お話しさせていただく場を設けて、皆さんからも御意見をいただいております。小中学校と高校で差があるようにも感じています。部活動の保護者会の総意でしていただいていることが良いことなのか悪いことなのか、禁止すべきことなのかどうか、事務局の考えも整理した上で、委員の皆さんと意見交換をさせていただきたいと思っております。

伊澤委員 小学校も中学校も、PTA、保護者、地域との連携を深めていこうとする中で、指摘を受けているような接触は出てくると思います。本当にコミュニケーションを取りたいと思うときは、飲食を伴う可能性もあります。コンプライアンスの観点から、どこで線を引くのか、それをはっきりさせないと、学校側から積極的にPTAや保護者に声を掛けることが難しくなりますし、反対に、PTAや保護者からも学校は何も言っていないと思われることもあるかもしれません。これだけの指摘を受けていますので、はっきりした基準を示す必要があると思います。

伊藤委員 そうしないと、何もしない方がいいということになってしまうかもしれませんね。

伊澤委員 そうなっては困りますよね。

佐野委員長 PTAも、子どもたちのために何かしてあげたいという気持ちがあります。PTAの中から声があがって、学校の方へ文書を出して実施することもありますので、あまり硬直化してしまうのもどうかと思います。

高木教育長 どの程度のレベルならよいのかという線引きも必要ですが、あまり

こだわり過ぎると融通がきかないということになりますね。しかし、御指摘を受けたことについては受け止めて回答しなければなりませんので、改めて議論の場を設けたいと思います。

高野委員 公表されると、どこがクローズアップされるかが心配ですので、対応を考えておかなければならないと思います。以前、包括外部監査の結果に対して、市の監査委員から意見を出したことがあったように思います。今回も、そのような形で意見を出すことは有り得るのでしょうか。

教育局長 今回は、意見を出すということはないと思います。ただ、市の監査委員の間でも、この包括外部監査の結果については行き過ぎだろうという議論があったと聞いています。先ほど、高野委員が新聞記事のことをおっしゃいましたが、私も、この結果報告書を見た時に、給食の件が新聞記事になるだろうと思いましたが、その件も、法的に違法・不当という話ではなく、他都市が実施しているのに静岡市では実施していないのは説明がつかないということでしたので、指摘にはならないのではないかと考えましたが、指摘事項となりました。PTAとともに行う活動への教員の従事に関しては、学校長が命令できる場合があるとの文部科学省の見解などいろいろな考えがありますが、それらを切り捨てて、完全に私的な活動に教員が携わるものであるとされてしまった部分もあります。それに対して、どのように回答していくか、事務局で検討したいと思います。

伊藤委員 今後の動きについて教えてください。資料の11ページに「監査結果の一覧」が載っています。「指摘事項」についての説明も載っていて、「事務の執行について、措置を講ずる必要がある事項」ということです。今回は、指摘事項が非常に多かったと思いますが、教育委員会として全てについて措置を講じなければならないのでしょうか。それとも、措置を講じる必要がないと考えるものについては措置を講じないことができるのでしょうか。措置を講じたのに報告していないという指摘もありましたよね。

教育総務課長 先ほど、教育局長から話があったとおり、私たちが考えると、これは意見であって、指摘事項ではないのではないかとこのものもあります。指摘事項については措置を講じて監査委員へ報告することとなりますが、その報告の中で、教育委員会では妥当だと考えている、指摘する法的根拠が薄い、などの反論をすることはできます。その詳細については、市の監査委員とも相談して進めていきたいと思っています。

教育局長 措置を講じない場合もあるということです。理論的におかしい指摘です、教育委員会ではこのように解釈しているので措置を講じませんと答えることもあり得ます。答えないと指摘事項を放っておくことになってしまいますので、何らかの回答はします。

伊藤委員 措置を講じませんという意見表明をすることも回答としては有り得るということですね。

教育局長 そのような回答も有り得ることを市の監査委員と話しています。

高木教育長 回答については、教育委員の皆さんに相談、報告しながら、つくっていきたいと考えています。

佐野委員長 いつまでに措置について報告するという決まりはありますか。

教育局長 措置を講じる都度、報告するのですが、他部局でも、何年も措置を講じることができないものもあります。それらについては、ずっと、指摘事項として残ることになります。

高木教育長 長い時間が必要となるかもしれませんが、対応して参ります。

佐野委員長 この件については、以上でよろしいでしょうか。

各 委 員 了承

○ 学校運営協議会を設置する学校の指定について

教育総務課長 説明

高木教育長 4月5日に清水江尻小学校の指定式がありますが、正式にコミュニティ・スクールとなる第1号ですので、報道にも情報提供して、幅広く取材に来ていただいて、節目の日としたいと思います。

教育総務課長 報道機関へ情報提供する資料も用意していますので、活用していただきたいと思います。

伊澤委員 ちょうど5年前、私が教育委員になった頃、すぐにコミュニティ・スクールの話がありました。伊藤委員と教育長は、その年の2月、私が委員になる前に、コミュニティ・スクールについての先進市の京都市を視察されましたね。あの時から考えると、あっという間の5年間

でした。私が教育委員になる前から議論されていたのだらうと思いますが、第1号のコミュニティ・スクールができることは、すごいことだと思います。1校だけではなく、今後も広げていかなければならないと思います。

伊藤委員 伊澤委員が委員長を務めていらっしやったときに、清水江尻小学校での研究が始まったと思います。

伊澤委員 教育委員になる前は、コミュニティ・スクールを知らなかったのですが、今後は、このような形の学校もあり得るのだと思ったことを覚えています。感慨深いものがあります。

高木教育長 これまでの学校は、教員と子どもだけの世界でした。PTA活動はありましたが、お手伝い役をしていただきました。地域とともにある学校という発想が、この5年間で定着し、広がってきました。その典型的なスタイルが、コミュニティ・スクールです。地域にお手伝いをしてもらうのではなく、ともに学校を運営していくもので、より強い働きかけが地域から起こってくるものです。そのためには地域の人材、地域の総合力が必要ですが、それを5年間かけて醸成してきました。感慨深い5年間でしたね。

佐野委員長 これからは、一般に周知されていく段階になりますが、まだまだコミュニティ・スクールがどんなものか分からない方が多いと思います。一般の方に周知して、参加してもらうための働きかけをしていくことが大事になります。

高野委員 2月議会の常任委員会では、コミュニティ・スクールや学校応援団についての御質問が出ていて、自民党の牧田議員から「コミュニティ・スクール及び放課後子ども教室の全校実施の推進に際して、まとまりのある地域あるいは熟度が高い地域を優先することなく、実施校は偏りのない選定をしてほしい。また、市民局の静岡シチズン・カレッジとも連携して進めていってほしい。」ということが会派の要望として挙げられました。地域による差がありますので、難しいと思いますが、先日、私がアドバイザーとして出席した静岡市自治会連合会教育対策委員会でも、自治会長からコミュニティ・スクールや小中一貫教育を広める取組をしてほしいという御意見がありました。各区の地域総務課との協力も必要だと思いますし、静岡シチズン・カレッジはまちづくりのリーダーを育てる講座だということですので、連携することができたらよいと思います。

高木教育長 地域で活動してくれる人材、自分も関わろうという意欲のある人材の育成はとても大事です。それと連動する形で、コミュニティ・スクールが運用されます。高野委員がおっしゃるとおり、学校だけが一生懸命でもうまくいきません。地域といかに同じ立場で取り組むことができるか、地域ぐるみで進めていくことができるのか、と考えた場合に、シチズン・カレッジは、とても大事な存在だと思っています。

高野委員 今後、小中一貫教育や小中学校の適正配置の話をするときは、地域の理解が必要だと思いますので、コミュニティ・スクール、地域と協働を並行して進めていかななくてはならないと思います。

高木教育長 平成28年の4月から井川で小中一貫教育を行います。地域の方々も小中学校に対する意識が高く、連携して検討をしました。自民党からの御要望は地域の格差なくということですが、井川地区ではそのような芽が育ちつつありますし、いろいろな地区で育てていきたいと思っています。

伊藤委員 静岡シチズン・カレッジが、地域のリーダーになるような方を育成するものとしたら、コミュニティ・スクールも、小中一貫教育も、リーダーになるような方に動いていただいた方が、まとまりやすいですし、地域も動いていくと思います。静岡シチズン・カレッジで学ぶ方に、コミュニティ・スクールの制度や小中一貫教育を進めるためにしていただきたいことをアピールしたら、何人かの方が関心をもって、学校と連携しようという思いを持ってくださるのではないかと思います。ですから、静岡シチズン・カレッジを所管する市民局に宣伝に行き、教育委員会としても受講者に語る機会が欲しいとお話ししてみたいかですか。

高野委員 静岡シチズン・カレッジは、各部局で実施している人材育成施策を総合課程と専門課程に位置付けて実施するものでしたよね。例えば、女性会館の指定管理者は、地域デザインカレッジを実施していて、それが専門課程に入っています。発表会を見に行きましたが、グループに分かれて、いろんなテーマで、自分たちでワーキングを行いながら提案するものでした。そのようなところで、コミュニティ・スクールも取り上げていただけたらよいのではないかと思います。

高木教育長 静岡シチズン・カレッジは、「静岡シチズン・カレッジ こ・こ・に」という名称で進めるものです。高野委員がおっしゃるように静岡市の各部局で実施している人材育成講座を総合して、人材育成機関としたいというものです。3月19日に開講式があり、私も出席しました。

教育委員会で実施している教師塾が人材育成施策の一つとして位置付けられています。私案ですが、現在は、講師と塾生だけで実施していますが、一般の方が見に来てくれてもよいのではないかと考えています。一般の方と塾生が意見交換をすることを考えてもよいのではないかと思います。静岡シチズン・カレッジは、発展的に、総合的に人材育成施策を実施していこうという市長の思いに基づいて実施するものです。

高野委員 まちづくりに携わっている方とネットワークができると教師塾の塾生が教員になったときに、そのネットワークを生かすことができますね。

橋本委員 ネットワークを広げるのが難しいことが教員の弱みですからね。

高木教育長 そうですね。教員のネットワークの広がりにつながると思います。

伊澤委員 P T Aがコミュニティ・スクールについて議論する場合は、ありませんか。今後、コミュニティ・スクールを進める上でも核になるのはP T Aだと思います。子どもが学校を卒業した後も、地域の中で関わっていただく中心人物になるのがP T Aだと思います。コミュニティ・スクールを進めていく上での課題として、継続、持続していくことがありますが、そのためにはP T Aの人材が必要だと思います。自治会も大事ですが、どうしても高齢な方が多いので、地域のP T Aに支えていただければなりません。そうしないと課題がクリアできないと思います。

高木教育長 そのためには、我々が働きかけなくてはなりませんね。

伊澤委員 そうですね。そうしていただきたいです。

高木教育長 高野委員が自治会の皆さんとのパイプをつくってくださいましたし、P T Aの組織を十分に御存知の委員も2人いますので、そのネットワークを活用して、こちらから働きかけていくことが必要だと思います。うまく実施できるよう検討します。

佐野委員長 この件の質疑は、以上でよろしいでしょうか。

各 委 員 了承

○ 高校生の政治活動に関する対応について

教育総務課長 資料に基づいて説明

高木教育長 このことについては、委員の皆様にも議論していただいて、2つの市立高校に指導するに当たって、皆さんの意見を反映させたいと考えています。考えの基軸には、県教育委員会と足並みを揃えてということがありますが、私たち教育委員の間で議論せず、通達を出すことはいかがかと考え、本日、御説明させていただきました。皆さんの思いや高校に伝えたいことがありましたら、添えたいと思いますので、この場で説明をさせていただきました。

伊藤委員 資料の3ページ「生徒による政治的活動等への対応指針」は静岡県がつくったものだということですね。同じページの「指導の原則」ですが、(1)と(2)は学校の中や学校の教育活動の一環として行うものについてですので、制限があるということは理解できます。(3)は、「放課後や休日等に、学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動」とあり、さらにアとイに分けて書かれています。アもイも「危険がある場合は禁止」、「支障がある場合は禁止」という例外的に禁止される場合を書いているのだと思いますが、この書き方では、そのように読むことが出来ません。「放課後や休日等に、学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動」についての原則が書かれていないので、アの場合も、イの場合も制限するかのように読み取られてしまう可能性があります。原則としては自由だということを明記した方がよいと思いました。

教育総務課長 伊藤委員のおっしゃるとおりで、「放課後や休日等に、学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動」については、生徒の自主性に任せられますが、基本的に自由だということが原則で、ア又はイに該当する場合に、制限をするということです。

伊藤委員 そのようなことが書かれていませんよね。

教育総務課長 これは静岡県の対応指針ですが、文部科学省からはQ&Aのような形で、もう少し詳しく書かれていますので、その内容も各高校に周知します。

高木教育長 静岡県の対応指針を基軸として、各高校に指導しますが、校長が判断に迷うことのないよう分かりやすく、例えば、原則として生徒の自主性を重んじるが、次のア又はイに該当する場合には制限することも

有り得るというように記載したいと思います。必要に応じて、文言を添えて、各高校に伝えます。

佐野委員長　この内容を生徒にどのように伝えるのかということも、とても大事だと思います。難しいことですが、主権者教育の中で、生徒にうまく伝えないと、うっかり制限されていることをしてしまうかもしれません。これから、生徒の指導内容をつくっていくことが大事だと思います。教員が理解できても、生徒が理解できないと意味がありません。生徒に対する指導内容は、これからつくるのでしょうか。

高木教育長　各学校で教員が学習しているところです。教員にとっても、どこまでが許されるのかという判断が難しいようです。静岡県教育委員会でも、講座を設けて教員を指導しています。もう少し、時間がかかるのではないかと考えています。

教育総務課長　教育長の話にもありましたが、静岡県教育委員会でも研修を行っています。教頭だけでなく、公民の教員もその研修に出ていて、生徒に渡す副読本のどこに注意して、どのように教えたらよいのかということ研修してします。その副読本については、Q&Aも載っていますので、それに基づいて生徒を指導するための準備を進めています。

高木教育長　実際に選挙に出ようという方たちにとっては、これからは18歳、19歳の有権者からも票を入れてもらえるかもしれませんので、高校で、どのような主権者教育がされているのかということについては、関心が高いと思います。

伊澤委員　生徒の政治活動についての問題は、選挙権が与えられて、投票することとなることに伴って生じると思いますが、まずは、何のための選挙なのかということから生徒に教えていただきたいと思います。

佐野委員長　権利の裏には義務がありますからね。義務について教育することも大事だと思います。権利を得たということではなく、それに伴う義務や責任もあるということを教えていただくのが最も大事なことだと思います。それをどう教えるかは工夫が必要かもしれませんね。何よりも、投票に行かなくなると困りますね。

伊藤委員　今の高校生の親御さんですと、まだ若いと思いますので、選挙前に家族全員の入場券が届いたときに、高校生本人が投票に行きたい気持ちになっても、親御さんが投票に行かないと言うのではないかと心配です。

高木教育長 投票に行く人も、どんどん減っていますからね。

伊藤委員 そうですね。投票所に行くと、高齢の方は多いですが、若い方は少ないですね。

高木教育長 関心度を高めるためにシチズンシップ教育をするわけですが、難しいですね。

高野委員 今の高校生は、これから選挙権を得るということで、ここまでの配慮や教育がされますが、そういう機会のないままの世代もあります。

伊澤委員 次の参議院選挙からだとすると、最初のきっかけが大事ですので、1年生、2年生にも、3年生になったら投票をすることができるという意識をさせることができればよいと思います。

佐野委員長 高校のPTA、保護者も学ばないといけないと思います。

高木教育長 この件については、2つの高校の校長とも意見交換をしたいと思います。先ほど、みなさんから御意見をいただいたところは付け足すなど分かりやすくしますが、基本的には、静岡県教育委員会と同様の方針とするということによろしいでしょうか。

各 委 員 了承

○ 体罰に関する調査の結果について（非公開）

教職員課長 資料に基づいて説明

各 委 員 資料に基づいて説明

○ 教科書閲覧に関する対応について（非公開）

教職員課長 資料に基づいて説明

各 委 員 了承

(7) 閉会

佐野委員長 以上で、平成28年3月静岡市教育委員会定例会を閉会します。

午後5時33分